

人工透析通院費を助成

人工透析療法を受けている方に、通院費の一部を助成します。

対象者

対象期間中に人工透析療法のため月8日以上通院した方

※生活保護受給者、入院のみの方、医療機関による無料送迎(バスなど)を利用している方は対象外。

対象期間

平成28年10月1日～平成29年3月31日

支給金額

1カ月5000円以内

支給方法

4月以降、対象期間の6カ月分を支給します。

申請方法

「通院証明書」に医療機関の証明をもらい、「交付申請書兼請求書」と一緒に提出してください。申請書類は、本庁・佐賀支所の福祉担当係にあります。

※医療機関の証明に係る費用は自己負担となります。

提出期限

4月28日(金)

○お問い合わせ

本庁 健康福祉課福祉係

☎ 43-2116 (課直通)

特定計量器定期検査の実施

業務用はかり(特定計量器)は、計量法第19条において、取引または証明に使用する事業者は、計量器の正確性を維持するため、2年に1回の定期検査を受けることが義務付けられています。

平成29年度は黒潮町が定期検査の対象地域となっております。なお、定期検査を受検していない業務用はかりは、取引や証明に使用することはできませんのでご注意ください。

検査日	受付時間	検査場所
5月22日(月)	11:00~12:00	黒潮町役場 佐賀支所
	13:00~16:00	
5月23日(火)	9:30~11:30	高知県漁業協同組合 田野浦支所
	13:00~16:00	黒潮町役場本庁

○お問い合わせ

本庁 産業推進室 商工観光係

☎ 43-2113 (直通)

銃砲刀剣類登録審査を行います

銃砲刀剣類所持等取締法第14条の規定に基づき、美術品・骨董品として価値のある火なわ式銃砲などの古式銃砲や美術品として価値のある刀剣類を登録するための審査会を実施します。

実施主体

高知県教育委員会 文化財課

実施日(平成29年度)

4月11日(火)・5月9日(火)

6月13日(火)・7月11日(火)

8月8日(火)・9月12日(火)

10月10日(火)・11月14日(火)

12月12日(火)・1月9日(火)

2月13日(火)・3月13日(火)

時間 午後1時30分～4時

会場 高知県庁西庁舎3階会議室

審査時の携行品

- 審査を受けようとする銃砲刀剣類
- 警察署で交付を受けた発見届出済証

- 1件につき6300円の登録申請手数料

○お問い合わせ

教育委員会生涯学習係

☎ 55-3190 (課直通)

犬の登録などの手続きについて

◆登録

生後91日以上の犬は狂犬病予防法により、市町村への登録が義務づけられています。

◆死亡

登録市町村への届け出が必要で

◆転入、転出

転入先の市町村への届け出が必要

死亡・転入、転出の届け出がないと、いつまでも台帳に登録されたままとなり、お知らせのお手紙などを送付してしまいますので、必ず届け出るようにしてください。また、転居の際にも連絡をお願いします。

○お問い合わせ

本庁住民課環境保全係

☎ 43-2800

佐賀支所地域住民課

総合窓口第1係

☎ 55-3113

